

正修帝國修身訓 高等科 卷七

K120.1
134
7

8
86

正修 帝國修身訓 卷七 高等科目 次

第一課	歷代天皇の御聖德一	一	第十課	補正行卿一	十四
第二課	歷代天皇の御聖德二	二	第十一課	補正行卿二	十五
第三課	歷代天皇の御聖德三	三	第十二課	補正行卿	十六
第四課	歷代天皇の御聖德四	四	第十三課	フランクリンの學問 及び勤勉	十七
第五課	補正成公	五	第十四課	蒲生君平先生の勤學 及び立志	十八
第六課	同 君臣一	六	第十五課	教訓 理學攻究、功績、山陵探求及び著書	十九
第七課	同 父子	七	第十六課	蒲生君平先生の勤學	二十
第八課	同 夫婦 兄弟	八	第十七課	及び立志	二十一
第九課	同 朋友 仁愛	九	第十八課	國民の務一	二十二
	十三	十		國民の務二	二十三
		十一			二十四

修正帝國修身

正修 帝國修身訓



第一課 歷代天皇の御聖德一

歷代の天皇、我等臣民を、子の如く、憐ませたまひ、又臣民は、皇室に、忠誠を盡し奉れり。かく君民の情、厚きは、萬國に、其例あらず。

今日富強と、呼ばるゝ歐米の諸國には、都市の壯麗、商工の繁盛なること、或は、我國にまさるがあれど、君臣の情は、決して、我國の如く、厚からず。是れ、國を建てたる趣に於て、全く、我國と、相異なればなり。

抑、我國は、遠き昔に於て、天照大神、御子孫

をして、國土を治めしめたまひ、又、多くの神々をして、御子孫を助け奉らしめたまへり、此多くの神々も、もと、大神の御親族にて、我等、臣民としても、神々の御末にあらずは、大神の御子孫の御末に、外ならず。

故に、我等、臣民は、大神の御子孫たる皇室を、大宗家として、敬ひ奉り、又、皇室は、我等を支家・末族として、憐ませたまふなり。されば、我等が、皇室に忠なるは、祖先に、孝なる所以にして、忠孝、一致なりと、知るべし。

第二課 歴代天皇の御聖徳二

我國、神代の事は、しばらく措き、神武天皇より、今上天皇に至るまで、百廿一代を重ねたまひ、年代は、二千五百餘年なり。其間、歴代の天皇、何れも、臣民を憐ませたまはぬはなし。

神武天皇、國をはじめたまひ、日本武尊・神功皇后、賊を討たせられ、雄略天皇、養蠶を勧めたまひし御功績の如きは、今更、申すに及ばざれば、夫より後の御製を、いさゝか掲げ奉らん。天智天皇、農民の辛苦を、思召したまひて、

秋の田のかりほのいほのとまをあらみ
わが衣手はつゆにぬれつゝ
後鳥羽天皇、貧しき民の、寒苦を思召され、
夜をさむみ闇のふすまのさゆるにも
わらやのかぜをおもひこと知れ
龜山天皇、御代々の、天皇の、國の爲、民の爲、
御心を盡させられたまへるを、思召されて、
すべらぎの神のみことをうけ來つゝ
いやつぎくに世をおもふかな
伏見天皇、御身を忘れて、世の安泰に、御心を

かたぶけさせたまひければ、

神やしる世のためとてぞ身をおもふ
身のためにして世をば祈らず
後醍醐天皇、世亂れ、民苦むを歎きたまひて、
世をさより民やすかれと祈ること
わが身につきぬおもひなりけれ
光嚴天皇、暑き寒きにつけても、民の爲に、御
心を、いたませたまひて、

照りくもり寒き暑きも時として
民にこゝろの安き間もなし

第三課 歷代天皇の御聖德三

我國の臣民は、祖先より、忠誠を皇室に盡し
奉り、子孫、相うけて、天性をなせり。

されば、管公・楠公父子など、忠義のほまれは、
後の世のかゞみと仰がれ、尚ほ、忠誠の心、言葉
にあふれたる人も、亦、多し。

大江宗秀、大君の御恩、あまねきを思ひて、
天の下誰かはもれん日のごとく
やぶしもあかね君がめくみは
大君のあはれみ深きに感じて、或人、

つくばねのかのものもこのもに影はあれど
きみがみかげにますかげはなし
源實朝公忠義の心を詠める歌、

山はさけうみはあせなん世なりとも
君にふたごゝろわれあらめやも
宗良親王君の爲捨つる命は惜からじとて、
きみのため世のため何かをしからん
すてゝかひあるいはのちなりせば
或人、皇運、無窮のこゝろをよめる、
ものみなはかはりゆけどもあまつ神

わが大君のみよはとこしへ
源成直、皇統、連綿のこゝろをよめる、
神代よりたえせぬあまつひつぎとて
げにくもりなき君はわが君
西行法師、君が御代のとこしへを祈りて、
大海のしほひて山になるまでに
君はかはらぬ君にましませ
我君の御代を、ことほぎて、或人、

古にありきあらすは知らねども
千とせのためし君にはじめん

第四課 歷代天皇の御聖德 四

昔、戰國とて、世は、麻の如く亂れし時、上杉輝虎・武田晴信、相爭ふこと、十七年に及びて、人民の苦みけるを、正親町天皇、憐みたまひて、兵を解けとの詔ありければ、畏りて、戰をやめにき。亂世といふとも、朝廷の尊きこと、此の如し。

近くは、帝國議會にて、製艦費に就き、衆議院が、協賛せざりしを、天皇陛下、憂へさせたまひ、皇室費の中より、六年間、毎歳、三十萬圓を、製艦費に下附せられしかば、議會は、聖慮をかし

こみ、進みて、協賛し、政府も、亦、文武官に命じて、俸給の一分を、製艦費に納れしめ、爲に、堅艦を製造しければ、大に、國威を揚げたりき。

外國にては、一國の中、相和せざるもの、なきにあらず。或は、領内、一部の人民、常に、自國の施政に、不平を抱くものあり。或は、上下、相親まずして、やゝもすれば、内亂の起るものあり。或は、一國の内、人種の異なるが爲に、反目して、施政に、困難するものもあり。

此を、我國の君民、相和するに比すれば、固よ

り、同日の論にあらず。誠に、我君徳は、日月の宇内に、光被するに異ならざれば、臣民の之を仰ぐこと、赤子の慈母を視るが如し。

抑、天皇は、神聖にましくて、統治の大權を握らせられ、皇室は、尊嚴にましくて、名譽の源にあらせたまふ。實に、我等臣民の元主、一國、民族の大宗家に、ましますなり。

されば、四千餘萬の同胞は、一家族に異ならず。かかる大家族を有せるは、世界無比にして、我國の、最も、強固・安全なる所以なり。

第五課 楠正成公 君臣

楠正成公は、橘諸兄公の後胤、正康朝臣の子にして、河内國金剛山の麓に住みたりき。

時に、後醍醐天皇、北條高時が、上をおそれぬ振舞を憤らせ、之を誅せんと謀りたまひしに、事もれて、元弘元年、高時、畏くも、遷し奉らんとしければ、天皇潛に、笠置山に行幸あり。天皇、藤原、藤房卿をして、公を、笠置に召さしめ、謀を問はせたまふに、公、東夷、惡逆なれば、天誅を免れず。臣、今、勅命を辱うす。必ず、賊を亡し

奉るべし。但し、一旦敗るとも、とは、戦の常と思召せ。臣、ながらへん上は、獻慮を惱ましたまふな。とかひぐしく、對へ奉りてぞ、退きける。

公、やがて、赤阪城を築きけるに、笠置は、はや陥り、天皇は、賊の爲に、取籠められたまひければ、賊軍、皆、赤阪城に、寄せけるを、公、孤城にこもりて、屢々敵を苦しめたれど、思ふ所ありければ、一夜、討死したる様して、城を逃れ出でけり。

元弘二年、高時、畏も、天皇を隱岐に遷し奉りしに、公、急に、赤阪を返取し、又、新に、城を金剛

山の千早に築きければ、目に餘る賊の大軍、攻め來たりしかど、公、物ともせず、奇計をめぐらして、賊をなやましければ、諸國の武士、公の風を望みて、勤王の兵を起し、京都を取返し、高時、また、亡びければ、千早の圍み、始て解けぬ。

是より先、天皇、隱岐を出でたまひければ、公、急ぎて、兵庫に迎へ奉りしに、天皇、大に、喜ばせられて、殊に、拜謁を賜ひ、前驅せしめて、京都に還幸せさせたまふ。是に於て、中興の業、成り、王政、古に復したり。

第六課 同君臣ニ

時に、北條時行、亂を鎌倉に起し、かば、足利尊氏、之を討ちけるに、當時の武士、王政を喜ばざるもの多かりければ、尊氏、之を用ひて、己が望を達せんとて、弟、直義と、共に叛きたり。

建武二年、冬、新田義貞、尊氏追討の爲に、東下せしに、軍敗れて退き、尊氏が兵、都に攻め寄せければ、天皇、之を避けて、巖山に幸したまひ、賊軍は、京中に入りて、亂暴を極めけり。

延元元年、春、正成公が謀にて、官軍、不意に、京

中に攻め入りければ、賊兵、あわてゝ、逃げまどひ、尊氏、兄弟は、西國にぞ、落ち行きける。

程なく、尊氏、自ら、水軍、七千五百艘を率ゐ、直義は、陸軍、五十萬に將として、都へ向ひければ、義貞、三萬騎にて、之を兵庫に、防がんとせり。

かくて、義貞を助くべき詔、公に下りければ、公は、「天皇、再び、巖山に幸まし」と、臣は、本國に歸り、一旦、賊を京中に入れ、義貞は、巖山より、臣は、からめ手より、夾み撃たば、勝利、必然と覺え候ふ」と、奏しけれども、許したまはざりけれ

補正成公銅像



ば、公、此度を、最後の戦と、思ひ定め、子、正行に、遺訓して、やがて、兵庫にこそ、著きにけれ。

五月二十五日、公、僅か五百餘騎にて、湊川の西に陣し、直義が、大軍に駆け入りて、勢、激しく切り靡けゝれば、賊軍、崩れ立ちて、直義、屢々危かりしかども、味方も、残りすくなにも、打なされぬ。公、今は、これ迄とて、弟、正季と、刺違へて、うせければ、一族・從兵、七十三人、皆、自害してけり。

嗚呼、公が忠烈、此の如し。後世、永く、貪夫をして廉に、懦夫をして、起たしむるに足れり。

第七課 同 父子

凡そ骨肉の親み父子の情に過ぐるはなし。楠公父子の如きは、との恩愛の情、まことに深かりけり。

世の親は、多く、子に、美衣・美食を與ふることを以て、父子の愛と心得る中に、公は、深く、我子を愛せしかども、子の、朝廷の御用に立ち、父祖の名を彰すほどの、人たらんことを望みたれば、何事にも、正義・公道に、教へ導くを、このうへなき、ことゝしたり。

延元元年、五月十六日、公、湊川に向ふ時、嫡子、正行を櫻井驛に召して、此度は、最後の合戦と覺ゆれば、今生にて、汝を見んこと、之を限りと思ふなり。夫れ、獅子は、生れて、三日なれば、千尋の谷底に、けおとすとも、かけ上るとかや。汝、最早、十一歳に及びぬ。此度の言、ゆめ、忘るゝ勿れ。我討死すと聞かば、天下は、尊氏の世になりぬと心得べし。さりとて、浮雲の富を得んが爲に、一旦の命を惜み、逆賊に降りて、父が忠義をすつべからず。老功の人々をば、父と思ひて、事を

謀り、一族・郎黨をば、厚く扶助して、朝敵を滅し奉れ。是れ、孝道の第一なり」と、諭したり。

正行、涙、せきあへず、御教訓、深く、肝に銘じ奉る。さりながら、某、御供、仕りて、御最後を見まゐらせん。此儘には、歸るまじ」と、歎きつるを、公、未練なり。正行、汝を殘し置くは、天下の御爲と、思へばなり」と、諭して、綸旨と、寶刀とを取り出だし、「此を形見と心得よ」とて、與へければ、正行なくなく、父の仰を畏みぬ。かくて、父子・主従、互に、今生の別を告げて、東西にわかれけり。

第八課 同 夫婦 兄弟

公、専ら、力を玉事に盡して、出陣の日、多かりけるを、夫人は、よく跡を守りて、子女を教訓し、一族・郎黨の妻子を憐み、扶持したり。

敵、公の首を、家に送りけるに、夫人、弁に、正行は、悲嘆の涙、とゞめあへざりしが、正行、つと立ちて、佛間に入り、腹かき切らんとせしを、夫人はせ寄り、「やよ。正行。^{せん}栴檀^{せん}は、二葉より芳しといへり。御身は、故殿の子ならずや。故殿の教訓を、母にも聞かせしを、早、忘れしか。此刀、腹切れと

て、賜はりし物ならじ。賊の首、獲よと、にあらずや。」と、諭しければ、正行、深く、悟りて、是よりは、遺訓を守りて、文武の道を勵みたりき。

「兄弟ハ、手ノ如ク、足ノ如シ。」湊川の戦に、公と、正季とは、最後まで、離れざりしが、公、直義を獲んとして、屢々のがせしを、正季、無念に思ひて、直義を射けるに、馬に中りて、落ちければ、已に斬らんとして、また逃がしぬ。かくて、正季、最後に臨み、「七度、人間に生れて、朝敵を滅さん」と、申ししに、公、うなづき笑ひて、共に、果てたりけり。

第九課 同朋友

公が、兄弟の間、睦しかりしは、いふまでもなく、一族・郎黨をあはれみ、扶助しければ、後々に至るまで、子孫・一族、公の遺風をうけて、互に、心を協せ、南朝、三代の御固めとはなれり。

公、兵庫に下りし時、新田義貞を訪はれて、一夜、酒宴せられけるが、此時、義貞、いふよー、「我等、去年、關東の戦より、屢々敗れ、此度、西國へ下りて、一城をも落し得ざれば、世のあざけりを免れ難し。されば、此度は、討死と、覺悟を定めたり。」と、

語りけり。

公、之を聞きさて、勝敗は弓矢とる身の常な
れば、世のとしりは何かあらん。元弘の初、高時
の猛威を、一時に碎かれ、今年の春、尊氏の逆徒
を九州へ退けられしこと、聖運とは申しなが
ら、偏に、公の武略によれり、唯、大將は、機を見て
進退せらるべし。と、申しき。

當時、義貞は、官軍の大將軍にて、衆心の歸す
る所なれば、公、友情を盡して、進退を慎むべき
よしを、勧めしなり。

第十課 楠正行卿一

正行卿は、父の首を見て、悲き胸に迫り、腹か
き切りて、亡き父の供せんとしたりしかども、
母の諫に、やうやく、氣をとり直しこれより、軍
の稽古に、餘念なかりき。

一族・郎黨の子供にて、己が年頃なるをかり
集め、旗、推し立て、竹槍・木刀など、思ひくに、
持たせて、自らは、常に、大將となりて、指揮をし
たり。此頃、足利尊氏は、北朝を奉じて、天下を掌
に握り、其臣、高師直など、主の威を假りて、暴逆

の振舞多く、世の人憎まぬものは、なかりき。

興國六年、正行卿、御召ありければ、直に郎黨を召具し、吉野宮に參内せんとて、とある山路にかゝりけるに、女の泣聲のきこえければ、郎黨に、何事やらんと、さぐらしめしに、こは、かの師直が、計らひにて、辨内侍を、吉野宮より欺き出だし、京都に奪ひ行かんとのことなれば、卿、直に、狼藉者を追ひ拂ひ、内侍をいたはりて、吉野に、還しまるらせけるに、後村上天皇、御感殊に深かりけり。

第十一課 捕正行卿ニ

正平二年、卿、父君、十三年の佛事を、懇に營み、今は、君父の仇を報ゆる時なりとて、千早城を打出でければ、敵將、細川顯氏、大軍もて、かけ迎へしを、卿、小勢にて、打破りけるに、山名時氏、顯氏を援け來しを、卿、またもや、いたく打破りぬ。この時、敵、いたく破られ、渡邊橋の方に、あわてゝ、逃げ行きけるに、互に、先を爭ひければ、橋より落ちて、おぼるゝもの多かりき。

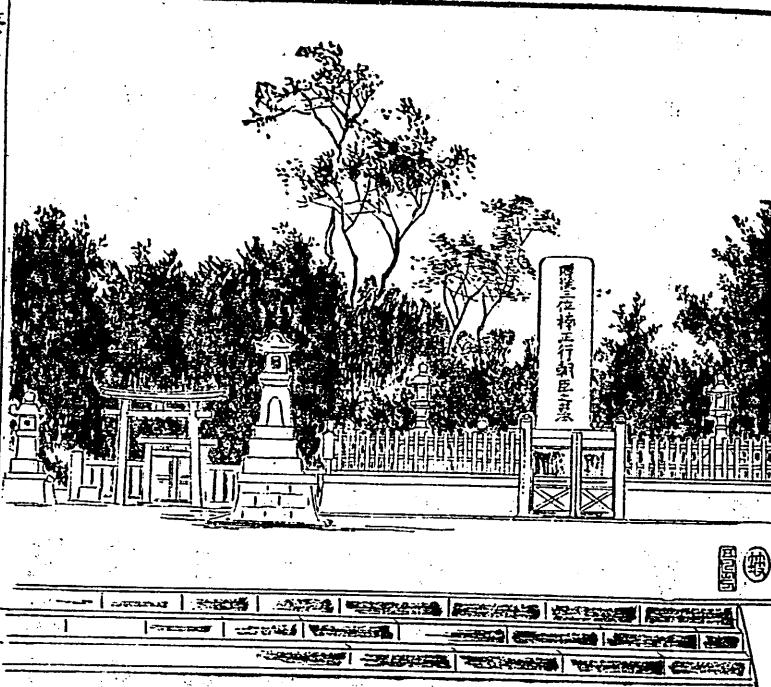
卿は、敵なりとも、川に溺れて、苦めるをあは

れみ、之を救ひあげて、飢ゑたる者には、食を與へ、衣なき者には、衣を與へ、病める者には、藥を與へて、扶助し、甲・太刀まで、取らせければ、敵ども、何れも、卿の深き仁心に、感泣しけり。

尊氏、敗軍を聞き、大に驚き、師直に、六萬騎を率ゐて、攻め寄せしめぬ。卿、此度は、討死と思ひ定め、弟、正時等を具して、吉野に參内せり。

さて、奏しけるは、父、湊川へ向ふ時、臣に、忠勤を勵めと遺言して、討死仕り候ふ。臣、已に、壯年に及び候へば、此度、手を碎きて、合戦仕らず、若

も病にて、早世仕
らば、上は、不忠の
臣、下は、不孝の子
となり候はん。誠
に口惜しき限に
こと。今度の戦、師
直と、雌雄を決せ
ん覺悟に候へば、
今一度、龍顔を決せ
し奉らん爲に、參



内仕り候ふ。とて、涙を、鎧の袖に、落しかけぬ。
天皇、卿を近く召され、汝、累代の武功、いとも
神妙なり。朕、汝を股肱とすれば、命を全うせよ。
と、仰せられき。卿、涙を垂れ、退きて、如意輪堂に、
辭世の歌を留めて、四條畷に打て出でけり。
三年、正月五日、卿、三千騎をもて、六萬の敵兵
と戦ひ、屢々、師直を獲んとせしが、數度の激戦に、
味方の死傷多く、卿も、痛手を負ひければ、正時
と、刺違へてぞ、亡せにける。あはれ。一門、悉く、國
難に殉せしは、古今、稀なる忠烈といふべし。

第十二課 フランクリンの學問及び勤勉

ベン・ジャミン・フランクリンは、西暦一千七百六年、北亞米利加のボストンに生れ、八歳の時、小学校に入りしが、生計、困難にて、一年の後、退校し、尋て、私塾に通ひて、習字・算術を習ひしに、十歳の時、又、退きて、父の業を手傳ひけり。

かくて、フランクリンの兄、印刷業を開きけるに、其徒弟となり、暇には、務めて、書籍を借覧し、又、作文を勉強して、十七歳の頃には、文章を、新聞に投書する程に、進みたりき。

十八歳の時、ニユーヨルクに行き、次で、フライデルフ、イヤに到りて、印刷所の職工に傭はれき。翌年、英京ロンドンに行きて、印刷職工を勉め、業務の暇には、讀書に勉勵しけり。

幾もなく、商店の書記に傭はれて、フライデルフ、イヤに歸りしに、翌年、不幸にして、店主に死なれければ、又、印刷業に從事したりき。然るに、其精勵と、信實とを、知れる人々の補助によりて、二十五歳の時、自ら營業し、やがて、印刷所の持主と、新聞紙の主筆とを、兼ねるに至れり。

第十三課 同 理學攻究 功績 教訓

フランクリンは、理學を攻究して、電氣を實驗し、避雷柱の發明など、功績、少からざりしが、國家に致せる、功績に至りては、一層、大なり。

當時、米國は、多く、英國の殖民地なりしに、本國は、恣に、重稅を課しければ、米人は、其不當を爭ひしが、千七百七十六年、獨立の檄文を發して、遂に、本國と、干戈を交ふるに至れり。

然るに、米人は、兵器・糧食、乏しければ、外援を求めるとして、フランクリンを、佛國に遣はしけ

るに、其盡力により、佛米の同盟、幸に調ひぬ。

さて、交戦、多

年の後、遂に、英
國に勝ちて、千

七百八十三年、

米國は、獨立を

承認せられき。

後、合衆國憲法
の制定に與り

しに、幾もなく、八十五歳にて歿せり。此人、建國

の大業に於て、畫策する所、實に、多きに居れり。
フランクリン、毎朝、五時に起きて、先づ、此日、
行ふべき事を定めて、課業に従ひ、毎夜、此日、行
ひしことを省みて、十時に、寝ぬるを常とせり。
中年の頃、節制・沈黙・規律・決斷・倫約・力作・眞實・
正義・中庸・淨潔・寧靜・貞操・謙遜の、十三德目を定
めて、熱心に、實踐し、道念、最も、堅固なりき。

されば、印刷所の職工より、身を起して、理學
者となり。政事家となり。共に、赫々たる聲譽を
得たるもの、決して、偶然にあらざるなり。



第十四課 蒲生君平先生の勤學及び立志

蒲生君平先生は、明和四年、下野國宇都宮に生れ、父は、又右衛門と云ひて、油を商へり。先生、かかる商家に生れたれど、深く、學を好みて、六七歳の時より、或寺の僧に、讀書を學びたり。

「業ハ勤ムルニ精シ。」君平は、寺にゆきゝするにも、常に、書物を読みながら歩み、雨風烈しき日とても、休むことなく、勵みければ、其進みも、殊に、早かりき。後、鹿沼なる鈴木石橋に從ひて學び、業、大に上達して、其鑿長とはなりぬ。

或日、祖母、先生を、とば近く呼びて、「我家は、今こと、かかる商家とはなりたれ。祖先は、蒲生氏郷卿とて、世にも、稀なる名將なりき。汝、幸にも、名將の末に生れたれば、いよ／＼、學業を勉めて、家名をあらはすべし。」と、諭したり。

先生、之を聞きて、深く、感激しけるが、さて、思ふよ／＼、「今日、太平の世、武功を立てんこと難し。若し、心を文學に潛め、専ら、國史を攻究せば、上は、國恩の萬一に報い奉り、下は、家名を揚ぐるに足りなん」と、其志を振ひ起しきど、頼もしき。

第十五課 同 山陵探求及び著書

君平先生、年々長じて、太平記を読み、北條・足利の兩氏、時の天皇をなやまし奉りしを憤り、「今の世もしかゝる逆賊、出でなば、我は、楠公の忠義にならひて、之を討ちほろぼさんものを」と、悲憤に堪へざりき。其歌に、

君のため國のためとし思はずは

雪やほたるをなにかあつめん

と、其志の程を見るべし。

然るに、此頃は、幕府の勢、盛んにして、畏くも、

朝廷の尊むべき事を知るもの少く、歴代、山陵
の如きは、荒れはてゝ、
其所在さへ、知れ難き
もの多かりき。

先生、之を憂へ、山陵
志を著して、「世人に、朝
廷の尊むべきことを
知らしめん」とて、やが
て、京都に上り、舊記に
つきて、諸處を調べ廻



り、夫より、大和地方に行きて、探求するに、其荒
れはてたる様、殊に、甚しかりければ、憤りに堪
へずして、之を、師の石橋の許に、知らせたり。
かくて、讃岐に入りて、崇徳天皇の御陵を拜し
けし、佐渡に渡りて、順徳天皇の御陵を拜し
けるに、何れも、其荒廢の甚しきに憤慨せり。既
にして、山陵志を著し、ついで職官志、神祇志、姓
族志等を編みしが、文化十年、七月五日、年四十
六にて歿せり。明治に至り、朝廷、君平の功を賞
して、正四位を贈りたまへり。

第十六課 同 交友 友愛

君平先生、深く、水戸藩の藤田幽谷と交れり。
幽谷は、元、商人なりしに、學德、すぐれたれば、藩
侯に召されて、彰考館總裁となりし人なり。

先生宇都宮にありし時、露人、北海に來たり
て、あだすと聞き、大に怒り、事を幽谷に圖らん
ものと、十八里の間を走りて、其家に到り、夜も
すがら、語り合ひたり。君子ノ交ハ、久シクシテ、
愈、厚シ。後、先生歿するに及び、幽谷は、専ら、其葬
儀をたすけ、又、自ら、墓表の文をつゞりて、君平

の偉行を傳へたり。

又、先生には、一人の妹と、一人の甥とあり、常に心をこめて、教育するに、甥は、記憶あしくして、學を嫌ひけるを、幾度も繰返して、教へければ、學業、次第に進みけり。

既にして、妹、成長して、他へ嫁するに方り、君平、女誠といふ書を、わかり易く解きて、婦人の心得を知らせけるに、妹は、能く、兄の教を守りて、舅姑に事へ、夫に隨ひて、孝順・貞淑の徳を全うしけりといふ。

第十七課　國民の務一

我等、國民の、此ありがたき大御代に生れて、安樂に、生活することを得るは、一に、皆、今上天皇陛下の、大御心を、政治に盡させたまへるに、由ることにしあれば、國民は、片時も、此御恵みを忘るべからず。

さて、此御恵に報い奉らんには、第一に、憲法に定めある、兵役の義務と、納稅の義務とを盡すにあり。若しも、國民にして、此義務を怠るときは、我國家は、立ち難きに至るべし。

今、若し、我國に、軍隊なからんには、一朝、外國のあだあらん時、如何にしてか、之を防ぐべき。されば、陛下には、御親ら、大元帥とならせたまひて、陸海軍を統監したまへるなり。

我國民は、男子、滿二十歳に至れば、三年の間、兵營に入り、軍隊の訓練を受けて、國家、有事の日に備ふるなり。之を兵役といふ。

我軍人は、「義ニ當リテ、其身ヲ愛セズ」と覺悟するが上に、能く、訓練を受けたれば、其忠勇なること、彼、日清戰爭にても、知らるべし。

第十八課 國民の務ニ

我國の政務は、總て、天皇陛下の、統べさせたまふ所なれども、萬般の事、一々、御心をあづらはし奉るべきにあらねば、政府を設け、吏員を置きて、事務を分掌せしめたまふなり。

さて、斯く、行はせたまふには、之に要する費用なくては、叶はぬなり。此費用こそ、我等、國民の納むべきものにて、之を租稅といふなれ。租稅は、國民たるものゝ、利益・收得の多寡によりて、出だすものにて、たとへば、多くの田地

正修國修身等科高訓帝國修

著作権所

編 者
發 行 兼
印 刷 者
代 表 者

學海指針社

東京市日本橋區通油町十六番地
東京市日本橋區通旅籠町十一番地

株式會社集英堂

印 刷 所
株式會社集英堂活版所

東京市神田區柳原河岸十二號地

小林清一郎

右社長

明治廿二年十二月四日發行
明治卅三年二月十一日訂正再版發行
明治卅四年三月廿九日修正三版發行
明治卅四年八月二十九日修正四版印刷
明治卅四年八月廿三日發行

修正帝國修身等科見重用全八冊
定一卷金八錢二卷金八錢
三卷金九錢四卷金九錢
五卷金一拾錢六卷金一拾錢
七卷金一拾壹錢八卷金一拾壹錢

終

K120,1
を持ち、多くの商賣を爲すものは、多く、租稅を出だすが如し。されど、此は、國民の選び舉げたる議員の、協贊を経て、政府、之を徵收するなり。昔、幕府の頃には、何故に、租稅を納め、又、何に用ひられしか、國民は、少しも知らざりしなり。之を思へば、今、御代は、如何にありがたきことならずや。是れ、全く、天皇陛下の御聖德に、由るものなれば、國民たるもののは、決して、此義務を怠るべからず。

正修帝國修身訓

高等科

卷八

